

# 民の力を活かした地方創生推進の手引

令和元年 1 2 月

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

内閣府地方創生推進事務局

# 目次

I. 地方創生の取組における官民協働の意義（総論） .....	3
II. 取組内容等に応じた官民協働のあり方（分野別各論） .....	4
(1) 地域商社 .....	4
(2) 移住や関係人口の創出・拡大に向けた支援 .....	7
(3) 教育・人材育成 .....	11
(4) エリアマネジメント .....	13
(5) 小さな拠点・地域運営組織 .....	16
(6) スポーツ・健康まちづくり .....	18
(7) ソーシャルビジネス（社会的事業） .....	20
(8) 生涯活躍のまち .....	23
III. 官民協働による地方創生の取組に活用可能な制度 .....	27
(1) 地域再生推進法人制度 .....	27
(2) 特定地域づくり事業協同組合制度 .....	29
(3) パートナーとなる民間主体の事業運営基盤の確立に向けた関係法律の運用 .....	30
IV. 参考資料 .....	36
地方創生推進交付金 .....	36
地方創生拠点整備交付金 .....	37
地方創生応援税制（企業版ふるさと納税） .....	38
地域おこし協力隊 .....	39
地域おこし企業人 .....	40
地域再生推進法人 .....	41
V. 問い合わせ先一覧 .....	42

## I. 地方創生の取組における官民協働の意義（総論）

本格的な人口減少・超高齢社会にあつて、地方が直面する地域経済の活性化、産業振興、雇用の確保、子育て、教育、ヘルスケア等の社会的サービスの維持・充実等の社会的課題に対処し、地域経済を衰退させることなくその活力を維持し、住民生活を豊かなものとする地方創生の実現が求められる。

しかしながら、国・地方公共団体の財政状況の逼迫等、行政の利用可能な資源には限界があり、これらの地域課題に対して、行政による対策をこれまでと同水準で継続することは困難である。

他方、企業、NPO等の多様な民間主体の活動が多様化・高度化し、ビジネス手法をもって社会的課題の解決を図るなど、私的な利益の追求にとどまらず、公共的価値を創出して地方創生に寄与する状況が見られるようになっている。

※これらを行政との関わりや役割分担から見ると、行政が提供していたサービスをこれに代わって提供していく行政機能の代替、従来行政が行ってこなかったような公共的な仕事を行う、又はもともと民間の仕事であったものに公共的な意味を与えて提供するなど行政機能の補完・創造と整理される。

そこで、このような多様な民間主体を、地域づくりに関する行政のパートナーとしてとらえ、有機的に協働することで地域課題に対応していく可能性が高まっている。第2期「まち・ひと・しごと創生」では、地方公共団体が主体となる取組に加え、民間主体を地域づくりの担い手として政策上積極的に位置付け、その主体的な取組を促し、これらの連携・協働を強化することで、「民の力を活かした地方創生」を強力に推進していく必要がある。

「民の力を活かした地方創生」を進めていくためには、

- ・地域の社会的課題の共有、認識の共通化
- ・各者の立場や行動原理の相互理解
- ・特定の民間主体との協働に関し、行政が確保すべき公平性とのバランス
- ・民間活動の核となる人材や関係主体間をコーディネートする人材の確保・育成
- ・関係主体間の役割分担の明確化
- ・民間主体の活動を政策的に有意なものへと誘導するインセンティブ

等の共通的な課題がある。

このため、それぞれの政策分野で、地域で取り組まれている行政と民間主体の協働に関する好事例を整理し、成功の道筋や共通パターンを見出すとともに、民間主体の活動を促し、円滑に行われるようにするために行政が用意できる政策手段を提示することで、協働の枠組を構築するため、本手引をとりまとめることとする。

## Ⅱ. 取組内容等に応じた官民協働のあり方（分野別各論）

### （１）地域商社

#### 1. 当該分野における官民協働の意義

日本の各地域には、まだ十分知られていない農産品等の魅力あふれる地域資源が数多く眠っている。その地域にしかない唯一無二の優れた地域資源を磨き上げ、消費者への訴求力を高めることで、海外市場を含めた販路開拓を進め、地域に付加価値をもたらすことが重要であるが、行政のみではノウハウ・リソース等が不足しており、民間のプレーヤーとの連携が必要である。

特に、農産品、工芸品など地域に眠る魅力ある産品やサービスを発掘し、生産者に代わって販路・市場の開拓を行い、交渉力をもって流通と調整することにより、価値に見合った価格での販売を行い、市場から従来以上の収益を生産者にもたらす役割を担う地域商社との連携が必要である。また、地域商社は地域に活力をもたらす新たな主体として期待され、行政はその育成や支援にも取り組むことも必要である。

#### 2. 地域の取組の好事例や今後期待される方向性

##### 【株式会社ファーマーズ・フォレスト×栃木県宇都宮市】

- ・同社は平成 20 年に農林公園ろまんちっく村の管理業務を宇都宮市より受託し、ろまんちっく村や周辺地域の活性化事業に着手した。その後、「道の駅うつのみやろまんちっく村」としてオープンし、栃木県産品を県内外に売り込む地域総合商社として成長している。創業 8 年経過時点で売上高は 20 億円となった。
- ・同社は地域を支える総合メディアをコンセプトに「トチギフト」という通販媒体を発刊した。加えて雑誌、インターネット、ラジオ等、様々なメディアのクロス展開を駆使し、「トチギフト」ブランドを一斉に発信している。
- ・同ブランドの販売を支える直営店を 10 店舗出店し、卸売・中規模流通を含めた販路づくりを徹底的に展開し、現在では数千人の購買客を獲得するに至っている。
- ・県内自社拠点集荷場と農家集荷デポセンター（物流拠点）をハブとする、自前の広域集配システムを構築することにより、小規模から中規模地域までの市場をカバーしロットや品質特性に応じた卸価格を実現している。
- ・こうした取組を通じ、県外出身の社長が「よそ者」の視点を活かして栃木の魅力発掘と域外への PR を精力的に行った結果、県内産品の販売会社としては、県内 No.1 に成長している。自社物流網の整備等に取り組み、販路・生産両者をパッケージ化した出口戦略の好循環の確立を目指す。



- ・現在同社は、沖縄・長野・茨城等での事業の水平展開を始めており、将来構想として、オール栃木からオールジャパンへと発展し、全国的な地域商社ネットワーク構築の下、沖縄ハブ空港を活用した海外販路への挑戦を目指している。

### 【有限会社漂流岡山×滋賀県東近江市】

- ・製造業が盛んな沿岸部とは異なり、農業が生命線となっている山間地やその周辺での農業の活性化を特に流通・販売の合理化を通して支援している。
- ・「多量少品種」の栽培や、定額全量買取、販路の適性規模化に伴う需要予測に基づいた農産物の計画生産等に取り組む、大規模流通と小規模流通の間に位置する「中規模流通」の仕組みである、農家・自社とも安定した収益を得られるコンパクト型地域商社モデルを確立している。
- ・若手農家への支援にも注力し、県外からの移住者の若手農家でも事業化できるモデルを確立し、中規模流通でヒト・モノ・カネの流れを構築している。実際、同社と契約している若手農家の7割近くは県外からの移住者である。
- ・地域商社間でのシェア争奪を生まず、連携による効果的な販路拡大を目指し、経済産業省中国経済産業局からも支援を受け、中国・四国・近畿地方への事業モデルの横展開に尽力。その結果、設立支援を行った滋賀県東近江市の(株)東近江あぐりステーションは、年商3億円規模まで成長。地域で自走できる地域発の地域商社モデルの構築を目指す。



### 3. 活用可能な関連制度

- ・地方創生推進交付金（先駆タイプ・横展開タイプ）【各テーマ共通】
- ・地方創生拠点整備交付金【各テーマ共通】
- ・地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）【各テーマ共有】
- ・地域おこし協力隊、地域おこし企業人【各テーマ共通】
- ・地方創生起業支援事業（わくわく地方生活実現パッケージ）

各都道府県が地域再生計画に定める社会的事業の分野において、地域課題の解決を目的として新たに起業するものに対して最大 200 万円支援する。

- ・銀行の出資制限の緩和

銀行は、監督官庁の認可があれば地域商社に対して 100%まで出資が可能。また、投資専門子会社を通じて、官公署等が策定に関与した事業計画を基に、地域経済の活性化に資する事業を行う会社（地域活性化事業会社）へ

5%以上 40%未満まで出資が可能。

- ・その他の活用可能な関連制度は下記 URL を参照。

[https://furusatomeihin.jp/kyogikai/12/file/12\\_shien\\_menu.pdf](https://furusatomeihin.jp/kyogikai/12/file/12_shien_menu.pdf)

## (2) 移住や関係人口の創出・拡大に向けた支援

### 1. 当該分野における官民協働の意義

山間部をはじめ、地方はますます人口減少が加速する状況である一方、「田園回帰」の流れにより、地方移住を希望する者が増加傾向にあり、この流れを上手く受け止めるために、地域としても受入れに向けたチャレンジをしていく必要がある。

移住希望者を受け入れ、移住・定住を促進するためには、行政の力だけでは限りがある。行政、地域住民、民間企業等が連携し、お互いに情報を共有しながら、それぞれの機関が支援等を進め、総合的に移住希望者へ対応していく必要がある。その際、関係機関と連携した総合的な拠点（窓口）を設置することにより、移住希望者の情報取得や相談等の利便性の向上を図ることができる。

さらには、将来的な移住の可能性も視野に、地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくるため、特定の地域に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大にも取り組むことも重要である。当該施策の実施にあたっては、移住支援との一体的な推進とともに、都市住民と地域のニーズのマッチングなどの活動を行う、民間主体の中間支援組織との連携が望まれる。

### 2. 地域の取組の好事例や今後期待される方向性

移住者はいくつかのステップを経て移住を実現するため、直接的な移住希望者のみならず、関係人口の創出・拡大にも取り組むなど、対象者のステップに応じた様々な支援を適時適切に実施することが、移住者の裾野を広げる上で肝要である。

#### (1) 情報発信

移住希望者や関係人口が必要とする情報を取得できるよう、コンテンツを整理し、様々な機会や媒体で情報発信することが必要である。発信する情報は、移住に関係する住まいや職の情報だけでなく、観光協会などとも連携し、地域の魅力等を掲載することや地域イベントやボランティア募集など、地域住民との関わりに関する情報などを幅広く提供することも移住のきっかけにつながる可能性があると考えられる。

#### (2) 住居の確保

空き家情報を収集・発信するとともに、売主・貸主とのマッチング、空き家をリフォームする際に必要となる資金の融資などについて、自治体、不動産会社、銀行等と連携することにより、移住希望者が希望する住居を確

保することができる。例えば、専任の移住コーディネーターを配置したり、自治会が情報の収集やマッチングを行う「空き家対策連絡協議会」を設け、移住者の住居の確保を支援している自治体もある。

### (3) 職の確保

求職者へはハローワークや求人情報サイト等を用いて情報を発信することが考えられるが、技術的な要素を必要とする職については、職業訓練や受入体制（技術指導役の配置など）なども整備する必要がある。例えば、農業生産組合による就農希望者の受入れ支援、営農支援などを行っている自治体がある。

さらには、近年の就業形態の多様化を踏まえ、副業・兼業という形で地域との関わりを創出していくことも重要である。

また、移住支援に係る包括的な取組を推進するため、自治体と民間団体が連携協定を結んで移住施策を推進している例もある。移住・定住促進、空き家対策等の直接的な移住のための支援に加えて、シティプロモーション等による魅力の発信も含めて関係団体の専門性を活かしながら、情報や施策を連携させる取組を進めている。

移住促進を契機として、地域の様々な主体が連携し、移住に向けた機運の醸成や取組を実施することは、地域が活性化する機会を得ることでもある。地域内で人口減少という危機感を共有し、同じ目標を持って取組を進めることが地域の一体感を生み、移住希望者にとって魅力的な地域となり、移住促進につながるものと思われる。また、移住に関する総合的な窓口を設置するとともに、移住に関する直接的な情報や支援だけでなく、関係人口の創出・拡大に向けた取組も併せて実施することが、移住希望者の裾野を広げることにつながっていくと考えられる。



## 移住支援に係る官民連携協定の一例

自治体名	協定名	関係団体	締結日	連携事項
三重県 伊賀市	伊賀市への移住・ 定住の推進に向けた 包括連携協定	・(独)住宅金融支援機構 ・(一社)三重県建築士 事務所協会	平成 30 年 8 月 9 日	団体間の情報共有と社会情勢の動態を 凝視しながら、制度や支援体制の見直 しや再構築を行う。
山形県 鶴岡市 酒田市 三川町 庄内町 遊佐町	庄内地域への UIJターン促進に 関する協定	・ヤマガタデザイン 株式会社	平成 31 年 1 月 17 日	庄内地域に特化した企業の採用情報や 暮らしの情報を発信するウェブポータ ル「ショウナイズカン」を運営するヤ マガタデザイン株式会社と県を含む自 治体が情報発信やイベント開催等で連 携・協力し、地域出身者を含む人材の 地域への回帰・定住を図る。 具体的な事業として、就転職・移住支 援フェア「ショウナイズカンLIVE」を 都内及び地元で開催。地元企業が会 社のビジョンと採用情報を発信し、自 治体が暮らしの相談を受けることで、 移住転職を検討している若い世代が必 要な情報の発信等を中心にワンストップ で対応している。
神奈川県 山北町	移住・定住に関する 官民連携における 包括協定	・ユーマーらいふグループ 日本 PFI インベス トメント株式会社 ・株式会社 タウンニュース社 ・株式会社横浜銀行	平成 31 年 3 月 28 日	(1) 移住定住支援に関すること (2) まちづくりに関すること (3) シティプロモーションに関すること (4) その他、地域社会の活性化に関すること
宮城県 大郷町	地方創生に関する 包括連携協定	・リネシス株式会社	令和 1 年 8 月 26 日	(1) 大郷町における移住定住促進のため の、譲渡型賃貸住宅を活用した農業を はじめとする地域産業就業希望者に対 する雇用と住居の一体的な提供に関す ること (2) 地域の実情に合わせた譲渡型賃貸住 宅提供システムの構築、その他大郷町 における譲渡型賃貸住宅の活用に関す ること

### 3. 活用可能な関連制度

- ・ 地方創生推進交付金（先駆タイプ・横展開タイプ）【各テーマ共通】
- ・ 地方創生拠点整備交付金【各テーマ共通】
- ・ 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）【各テーマ共有】
- ・ 地域おこし協力隊、地域おこし企業人【各テーマ共通】
- ・ 地方創生移住支援事業（わくわく地方生活実現パッケージ）

地方に移住して就業・起業する方々に支援金を支給する事業。地方公共  
団体へは、支援金支給のための事務経費への支援や関係人口の情報も含め  
たマッチングサイトの開設・運営、連絡調整の経費等への支援を行う。

- ・関係人口創出・拡大のための対流促進事業（R2 予算案）

令和2年度より、都市住民と地域ニーズのマッチング支援等の中間支援を行う民間事業者等を主体としたモデル事業の実施とともに、関係者間の情報共有やネットワーク化に向けた全国版の官民連携のプラットフォームの構築などを予定。

- ・プロフェッショナル人材事業

各道府県に設置されたプロフェッショナル人材戦略拠点が、潜在成長力のある地域企業の経営者に対し、生産性向上、新販路拡大等、「攻めの経営」への転換を促すとともに、その成長戦略を実現するためのプロフェッショナル人材のマッチングを支援している。また、従来の常勤雇用のマッチングに加え、副業・兼業を含めた多様な形態での人材還流を促進する。

- ・農村地域等既存住宅活用移住促進事業（R1 地域再生法改正により創設）

農村地域等への移住を促進するため、地域再生法に基づき、市町村が既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画を作成し、既存住宅の取得等を促進する区域の設定、取得等できる農地の下限面積の引下げ等を行うことにより、農地付き空き家等の円滑な取得を推進するもの。

### (3) 教育・人材育成

#### 1. 当該分野における官民協働の意義

地方創生の取組を各地で深化させるためには、それを担う組織や人材が不可欠であり、地域の課題の解決のみならず、その魅力を更に向上させ、将来を支える組織や人材の育成が極めて重要である。

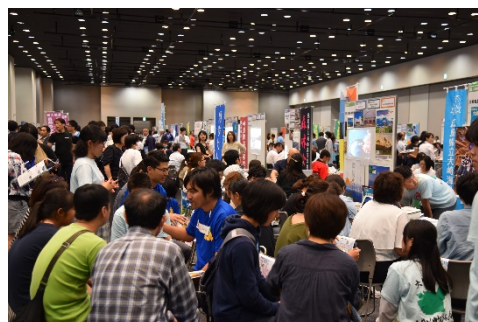
地方創生の取組を担う組織や人材の育成を各地域で進めるに当たっては、地域の課題へのスピーディーな対応とともに、その特性やニーズに応じたきめ細やかな対応が求められ、その全てを行政で担うことは難しい。また、組織や人材の育成は必ずしも経済的な取組とはならないことも多く、取組の継続のためには民間組織も含めた多様な主体が有機的に連携・協働することが必要である。

#### 2. 地域の取組の好事例や今後期待される方向性

##### 【一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォーム】

一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォーム（島根県松江市）では、生き抜く力を育む魅力ある教育環境を展開し、未来を創る「意志ある若者」に溢れる持続可能な地域・社会をつくるというビジョンを掲げ、全国の自治体と連携して、以下のような事業を行っている。

- ・ 都会では得がたい体験と学びを求める生徒と、地方の高校との出会いを生み、多様性のある学びの場を創る「地域みらい留学」の推進
- ・ 高校と地域をつなぐコーディネーターの育成や高校・地域におけるコーディネート機能の充実に向けたコンソーシアム構築支援
- ・ 取組の成果を評価し、現場のPDCAを支援する高校魅力化評価システムの開発・導入
- ・ 生き抜く力を社会において実践しながら体得していくPBL（プロジェクト学習）の推進
- ・ 教育課題の解決に向け、地域・学校の枠を超えて学び合い、新しい価値を創り出す全国ネットワーク・コミュニティの構築



地域留学に興味のある中学生・保護者に向けた合同説明会

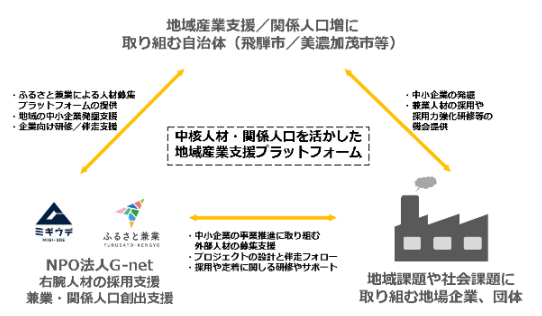
『地域みらい留学フェスタ 2019』の様子

こうした取組により、社会に開かれた魅力ある教育が実現するとともに、地域で育った意志ある若者による地域の魅力化が始まり、地方への新たな人の流れが生まれている。

##### 【岐阜県美濃加茂市・岐阜県飛騨市×特定非営利活動法人 G-net】

特定非営利活動法人 G-net（岐阜県岐阜市）では、岐阜を日本一チャレンジにやさしいまちにするというビジョンの下、地域産業の経営革新と意欲ある人材の輩出を通じた地域活性に取り組んでいる。具体的には、

- ・実践型インターンシップ事業の企画運営とコーディネートノウハウの移転
  - ・地域の中小企業と右腕人材に特化した採用・定着支援
  - ・中小企業や地域機関、大学向けインターンシップ導入コンサルティング
  - ・各地域でのインターンシップ事業のハンズオンによる事業自立支援
  - ・ふるさと兼業を活用した関係人口創出や地域企業の事業支援のサポート
- などの取組を行う等、挑戦する若者を支え、コミュニティを育くむ伴走者として、地域内の人や資源を最大限利用し、若者に挑戦の機会を提供している。美濃加茂市とは「地域中小企業の地域ぐるみでの採用力強化事業」、飛騨市とは「ふるさと兼業を活用した自治体による地域支援プログラム」に取り組んでいる。



自治体とG-netの連携による地域中小企業の課題解決  
と人材採用・地域関係人口の増加

美濃加茂市の研修会の様子

今後、これらの事例のような取組が各地で広がり、地域の実情に応じた組織や人材の育成が進むことが期待される。

**3. 活用可能な関連制度**

- ・地方創生推進交付金【各テーマ共通】
- ・地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）【各テーマ共通】
- ・地域おこし協力隊、地域おこし企業人【各テーマ共通】
- ・社会教育士等の専門人材

令和2年度より、社会教育主事講習及び養成課程の学習成果が社会で認知され、広く社会における教育活動に生かされるよう、同講習等の修了者が「社会教育士」と称することが可能となる。学習成果を活用し、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働し、社会教育施設における活動のみならず、多様な分野において、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待されている。

## (4) エリアマネジメント

### 1. 当該分野における官民協働の意義

特定のエリア（地区）を単位に、地域の良い環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民、事業者、地権者等による主体的なまちづくり活動は、エリアマネジメントと呼ばれ、近年、各地で広がりを見せている。具体的な活動としては、イベント等の賑わいづくり、まちの情報発信、防災・防犯、環境維持、地域ルールづくりによる良好な景観の形成、コミュニティづくり、公共施設・空間の整備・管理などが挙げられる。

エリアマネジメントは、行政によるまちづくりを補完し、発展させるもので、来街者や就労者にも広く効果が及び、公益性が高いことから、地方公共団体が活動主体の立ち上げ、行政事務の委託、活動への助成等で関与することが多くなっている。

海外では欧米諸国を中心に、主に商業地域において地区内の事業者等が地区の発展や価値の向上に向けて必要な事業や負担等について定め、行政が事業者等から負担金、租税等の形態で金銭を徴収し、活動組織に交付してその取組を進める仕組みが BID (Business Improvement District) として制度化されている。

### 2. 地域の取組の好事例や今後期待される方向性

【東京都×千代田区×一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会×NPO 法人大丸有エリアマネジメント協会（大手町・丸の内・有楽町地区）】

地権者が主体となって協議会やNPO、一般社団法人を形成し、まちの将来像とその実現手法・ルールを話し合い、行政とも連携して、まちづくりビジョンの共有や自主的なガイドラインの運用などにより自律的に地域を運営する、民間主体のまちづくりが進められている。

行政（都・区）は、民間とともに懇談会を構成し、地区の将来像の議論・検討などを行っている。また、将来像の実現に向けて都市計画や条例により景観形成等まちづくりのルールを公的規制とするとともに、道路空間活用に係る規制緩和や、景観、都市防災の強化、環境啓発での連携を通じ、民間主体の取組を支援している。

オープンカフェの実施や公共空間を活用したイベント、情報発信、環境・防災活動、地域内巡回交通など活動は多岐に及び、世界都市東京を担う世界に開かれた国際業務センターの形成を図っている。近年ではDMO 東京丸の内を設立し、大規模な国際会議の誘致にも取り組んでいる。



丸の内中通りアーバンテラス



丸の内シャトル

※写真は地域再生エリアマネジメント負担金制度ガイドライン（2019年3月）より  
（提供：大丸有エリアマネジメント協会）

**【大阪府大阪市×一般社団法人グランフロント大阪 TMO×梅田地区エリアマネジメント実践連絡会】**

大阪駅に隣接する再開発エリアにおいて、開発事業者が主体となって一般社団法人を設立し、イベントや公共空間の管理・運営、情報発信、防災活動などに取り組んでいる。また、まちに掲出される広告媒体について自ら基準を設けて審査を行っている。

行政（市）は「大阪版 BID 制度」を創設し、上記活動に要するまちづくり資金の一部を大阪市が土地所有者から徴収し、エリアマネジメント団体に交付するほか、都市計画の運用や都市利便増進協定の認定、道路空間活用に係る規制緩和により、民間主体の取組を支援している。

上記に加えて、一般社団法人グランフロント大阪 TMO は、周辺の大規模開発事業者と連携して「梅田地区エリアマネジメント実践連絡会」を構成し、エリア全体の価値向上とまちブランドの構築を図っている。



梅田ゆかた祭り



公共空間の巡回警備

※写真は地域再生エリアマネジメント負担金制度ガイドライン（2019年3月）より  
（提供：左 梅田地区エリアマネジメント実践連絡会、右 グランフロント大阪 TMO）

好事例では、民間事業者が人材や財源を負担して、主体的にまちづくりを進めており、行政は地域の発意を受け、活動を支える制度の運用等の役割を担っているが、多くの地域では、財源や人材の不足のほか、民間事業者が合意できる範囲内に取組が限定されていることが課題となっている。エリアマネジメントを更に推進するためには、行政の支援・関与の下、事業収支等の運営面の改善や、受益と負担の明確なルールの確立、より幅広い関係者の合意形成等が図られることが期待される。

### 3. 活用可能な関連制度

- ・ 地方創生推進交付金【各テーマ共通】
- ・ 地方創生拠点整備交付金【各テーマ共通】
- ・ 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）【各テーマ共有】
- ・ 地域おこし協力隊、地域おこし企業人【各テーマ共通】
- ・ 地域再生エリアマネジメント負担金制度

地域再生法に基づき、商業・業務地域において、エリアマネジメント団体が地域再生に資するエリアマネジメント活動について、関係事業者の一定の同意の下に活動計画を作成して市町村の認定を受けた場合、市町村が受益者から負担金を徴収し、活動団体に交付する制度。

- ・ 都市利便増進協定

都市再生特別措置法に基づき、都市再生整備計画の区域において、地域のまちづくりのルール（まちの賑わいや交流の創出に寄与する広場、街灯、並木等（都市利便増進施設）の整備・維持管理、美化活動や防犯パトロールの実施等）を、地権者等同士で自主的に定めて締結した協定を市町村長が認定する制度。

## (5) 小さな拠点・地域運営組織

### 1. 当該分野における官民協働の意義

人口減少や高齢化の著しい中山間地域等において、将来にわたって住民が暮らし続けることができるよう、必要な生活サービスの維持・確保や地域における仕事・収入の確保のための事業を継続できるようにする「小さな拠点」づくりには、地域住民が主体的に地域課題の解決に取り組む「地域運営組織」が重要な役割を担う。地域運営組織の活動に当たっては、行政には、地域づくりのパートナーとして人材面・資金面など多面的かつ密接な連携・支援が求められ、また、事業実施に必要な企業経営のノウハウ等についてのコンサルティングや事務局員等への研修を行う中間支援組織からの支援も重要である。さらに、地方公共団体や地域住民のみならず、地域の内外を問わず、例えば、農業協同組合や郵便局等の多様な組織との連携・協働も重要である。

### 2. 地域の取組の好事例や今後期待される方向性

#### 【長野県豊丘村×株式会社豊かな丘】

長野県豊丘村では、村が、小さな拠点の核となる施設として道の駅を整備した。農産物直売所、地元食材を使った農家レストラン、ベーカリー・カフェ、行政情報提供コーナーに加え、地元スーパーを誘致するなど、生活サービス機能を集約するとともに、道の駅と村内の全集落をコミュニティバスで結び、住民の日常生活を支える重要な拠点となっている。さらに、近隣には役場、保育園、介護施設等の生活サービス機能も集積している。

また、道の駅の運営に当たっては、村と住民が中心となって設立した「株式会社豊かな丘」が、村からの指定管理業務を受託している。なお、「株式会社豊かな丘」は、小さな拠点税制を活用し、村民や出身者を中心として約250名から約1,700万円の出資金を集め、約50名の新たな雇用を生み出すとともに、農業従事者の販路拡大にもつながるなど、地域住民の生活を支える活動を展開している。

今後の展開として、道の駅の開業から1年で来場者が100万人を超え、交流人口が増加しているところ、農業体験の場づくりなどの交流機能や交通機能の充実により、観光・地域生活の拠点として更なる活性化を図ることを目指している。





今後、中山間地域等において「小さな拠点」づくりを進めていくにあたり、このような地域住民主体の取組を行政が適切に支援しつつ、さらには地域内外の多様な組織との連携・協働を図り、地域全体で地域の暮らしを支えていく持続的な取組が期待される。

### 3. 活用可能な関連制度

- ・ 地方創生推進交付金【各テーマ共通】
- ・ 地方創生拠点整備交付金【各テーマ共通】
- ・ 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）【各テーマ共有】
- ・ 地域おこし協力隊、地域おこし企業人【各テーマ共通】
- ・ 小さな拠点税制

中山間地域等における雇用創出や生活サービスの提供など（小さな拠点形成事業）を行う株式会社に対し、個人が出資した場合の所得税の特例措置

- ・ その他の活用可能な関連制度は下記 URL を参照。

[https://www.cao.go.jp/regional\\_management/effort/support/index.html](https://www.cao.go.jp/regional_management/effort/support/index.html)

## (6) スポーツ・健康まちづくり

### 1. 当該分野における官民協働の意義

地域には豊富なスポーツ資源が存在しており、それらの活用やその潜在的な価値の掘り起こしなどによりまちづくりの取組を推進することが重要である。また、スポーツ・身体運動を通じ、住民の疾病・介護予防や健康増進に向けた取組を進めることにより、まちの活性化も期待される。

こうした取組には、地域の実情やニーズを適切に把握するとともに、観光や交通、飲食等のサービス業など他の様々な産業との連携や、他地域との広域の連携も必要であり、その全てを行政で担うことは難しいことから、民間組織も含めた多様な主体が有機的に連携・協働することが必要である。

### 2. 地域の取組の好事例や今後期待される方向性

#### 【長野県伊那市×RIZAP 株式会社】

「日本一の健康シティ」を目指す長野県伊那市は、健康増進に強みを持つRIZAP株式会社と連携して、3ヶ月にわたる「健康増進プログラム」を実施した。このプログラムは、同社の「結果にコミットする」というサービスコンセプトに基づき、参加者のプログラム開催前後を比較した体力年齢の若返りの結果に応じて伊那市から報酬が支払われる「成果報酬型」が採用されており、取組の結果、参加者のうち89.7%が体力年齢10歳以上の若返りに成功し、満足度は92.3%という成果を挙げた。



長野県伊那市での健康増進プログラムの様子

#### 【茨城県×株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー】

茨城県は、Jリーグ加盟クラブの運営法人である株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シーを「茨城県立カシマサッカースタジアム」の管理者として指定している。県内5市をホームタウンと定める同社は、同スタジアムを活用した事業を試合開催日（マッチデー）と通常日（ノンマッチデー）の二軸で捉え、事業者としての収益性と周辺地域の価値向上につながる施設運営を両立している。

#### <試合開催日（マッチデー）の事例>

- ・LED 带状映像装置、高密度 Wi-Fi 網、ホームゲーム中継制御副調整室（スタジオサブ）の導入による観客の観戦体験、エンターテインメント性、スポンサー及び権利収入の向上を実現。
- ・茨城県との連携のもと、スタジアム駐車場にヘリポートを設置し、観戦パッ

ケージと有事の移動手段の多様化を推進。

- ・クラブスポンサー企業との協業により、既存女子トイレ（1ブース）の高機能化を実現し、大型スポーツ観戦施設が目指すべき将来像を提唱。

<通常日（ノンマッチデー）の事例>

- ・スタジアム内に「カシマウェルネスプラザ」（フィットネスジム）、「アントラーズスキンケア」（エステサロン）、「ANTLERS TOJI」（高機能温浴施設）を設置することにより、周辺住民に健康増進のプラットフォームを提供。
- ・コンコースをウォーキングゾーンとして一般に無料開放することにより、スポーツを「みる」だけでなく「する」場所としても活用。安全と管理の視点から無料会員制度を用いているが、2018年度末までに約2万3千人が登録している。
- ・敷地内に整形外科「アントラーズスポーツクリニック」を誘致し、プロスポーツクラブとして長年培ってきたスポーツ医学のノウハウとトップチームを支えるチームドクターを提供。医療過疎地域であるホームタウンにおいて、MRIのような最先端医療機器や県外医療従事者などのメディカルリソースを日々提供している（2018年度来院実績：1日平均約150人）。

加えて、同社はホームタウンである県内5市と築いてきた協力関係を基盤に民間企業とも連携して「一般社団法人 アントラーズホームタウンDMO」を設立し、国内DMO事例としては唯一スポーツを「観光資源」と捉え、交流人口の拡大や雇用の創出、地域経済の活性化につながる様々な取組を行っている。

これらの事例のように、民間組織がビジネスで培ったノウハウや、プロスポーツチームのブランド力や集客力を活用することにより、住民へのより質の高いサービスの提供や、インバウンドも含めた関係人口の拡大等が期待される。

### 3. 活用可能な関連制度

- ・地方創生推進交付金【各テーマ共通】
- ・地方創生拠点整備交付金【各テーマ共通】
- ・地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）【各テーマ共有】
- ・地域おこし協力隊、地域おこし企業人【各テーマ共通】

## (7) ソーシャルビジネス（社会的事業）

### 1. 当該分野における官民協働の意義

地方では、本格的な人口減少を迎え、行政が従来どおりにサービスを担うことが困難になるおそれや、事業者の撤退により住民生活に不可欠なサービスが十分に提供されない事態等が懸念されているところ、民間の知恵やノウハウ、資本を活用することで事業性と社会性の両立を図りながら地域の課題を解決する社会的事業の重要性が高まっている。他方で、社会的事業については、認知度が必ずしも高くないこと等を背景として、資金調達や人材確保などの課題が存在している。

人口の減少や地域住民の価値観が多様化する中、地域課題の解決を図るには官民協働が不可欠である。行政が社会的事業の担い手の発掘・育成や認知度向上に資する仕組みの構築等の環境整備に取り組むとともに、民間が創意工夫を発揮し、ビジネスの手法を適用して効果的・効率的に地域の課題を解決することが必要となっている。

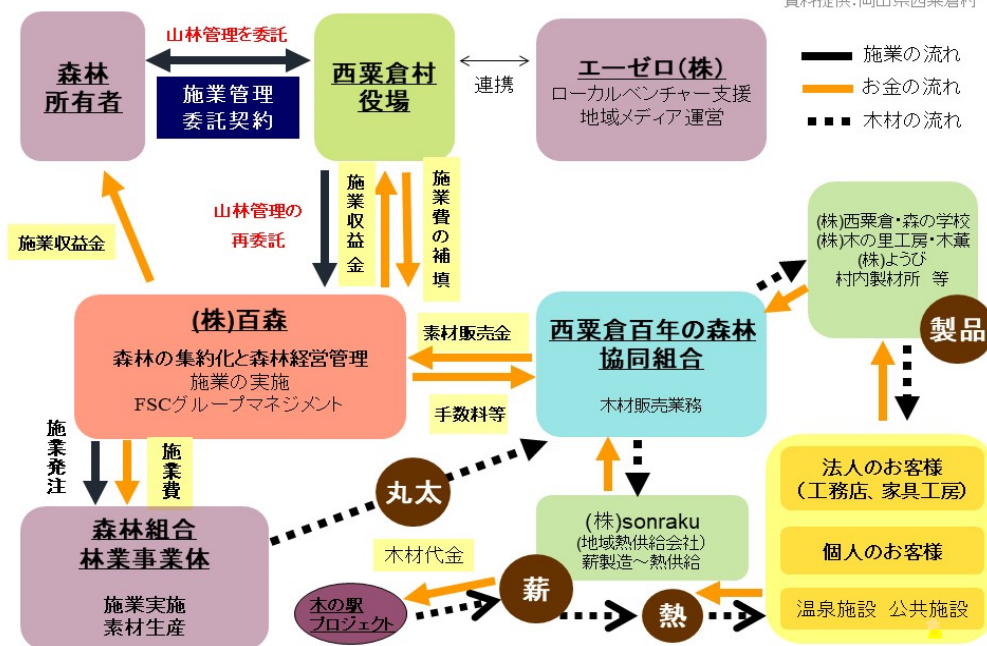
### 2. 地域の取組の好事例や今後期待される方向性

#### 【株式会社西粟倉・森の学校×岡山県西粟倉村】

- ・西粟倉村が2008年に「50年前祖先が子孫のために植林した森を守り、50年先の次の世代に引き継ぎながら、健全な森を生かす地域経済の仕組み」である「百年の森林（もり）構想」を策定。具体化した「百年の森林事業」を中心としたまちづくりを推進していくために、西粟倉村と森林経営コンサルタント会社（株）トビムシが共同で、株式会社西粟倉・森の学校（以下、「森の学校」）を設立。
- ・西粟倉村が「百年の森林事業」を進めていくにあたり、個人が小口で出資し、10年間事業を応援する「西粟倉村共有の森ファンド」を立ち上げ。村人を含む400人以上からの出資を受け、同事業を進める資金を調達。
- ・役場が森林所有者から森林を預かり、間伐や整備を行う取組を進め、10年単位で森林を管理。発生した間伐材などを利用し、森の学校が木材の加工、流通、商品化を事業展開。
- ・民間企業と行政がそれぞれの強みを活かしながら苦手な部分を補う形で連携した好事例。これまで移住者100名以上、ローカルベンチャーも30事業体以上起業され、約15億円の売上、約200人の雇用を創出した。
- ・2019年には、役場が行っていた「百年の森林構想」の仕事を、移住者が起業した株式会社百森へ移行。長期スパンで山のことを考えることができる体制を構築。
- ・今後、西粟倉村は、再生可能エネルギーによるエネルギー自給率100%を目指すなど、地域資源を活用して、地域経済社会の継続を目指す。

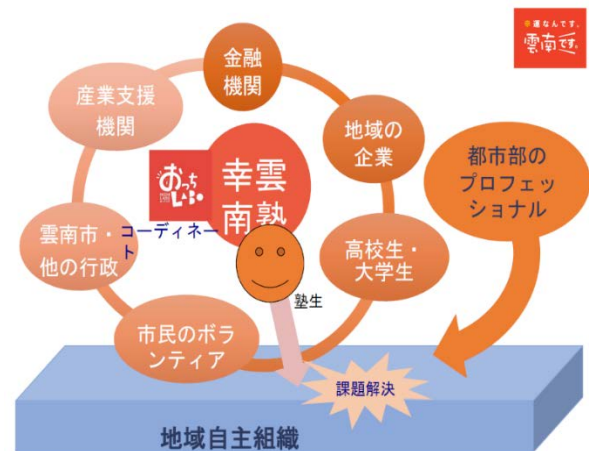
# 百年の森林事業 全体概要図(H31)

資料提供:岡山県西粟倉村



## 【特定非営利活動法人おっちラボ×島根県雲南市】

- ・雲南市は、地域で学びと実践の機会を繰り返すことを通して地域の未来を切り拓いていく人材を育成するため、2011年に次世代育成塾「幸雲南塾」を開講。その卒業生を中心として、若者の起業や地域活動を支える中間支援組織として2013年に設立。
- ・雲南市をはじめとする島根県東部の地域において、人材育成や地域振興に関する事業を通じ、地域における新たな価値と活力の創造を実践。
- ・市の地方版総合戦略の策定にも関わりつつ、若者・市民によるチャレンジに対して細やかなサポートを行い、地域課題の解決につながる動きや起業に繋げることで、地域の活性化に寄与している。また、市内外にて活躍している多数の卒業生同士のネットワークも生まれ、相互に支援し合う関係性も構築されている。
- ・このような取組の結果、9社が起業し、11名の移住者、約50名の新規雇用を創出。(2015年末時点調査)
- ・今後も地域の暮らしを良くする本気のチャレンジが溢れる雲南市として、課題先進地から課題解決先進地となることを目指している。



出典：NPO 法人おっちラボ

### 3. 活用可能な関連制度

- ・ 地方創生推進交付金（先駆タイプ・横展開タイプ）【各テーマ共通】
- ・ 地方創生拠点整備交付金【各テーマ共通】
- ・ 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）【各テーマ共有】
- ・ 地域おこし協力隊、地域おこし企業人【各テーマ共通】
- ・ 地方創生起業支援事業（わくわく地方生活実現パッケージ）  
各都道府県が地域再生計画に定める社会的事業の分野において、地域課題の解決を目的として新たに起業するものに対して最大 200 万円支援する。
- ・ 日本政策金融公庫による融資  
移住等により、地方で新たに事業を始める事業者の運転資金および設備資金には、特別利率（土地取得資金は基準利率）を適用。

## (8) 生涯活躍のまち

### 1. 当該分野における官民協働の意義

活気あふれる温もりのある地域をつくるためには、女性、高齢者、障害者、ひきこもりの方など、誰もが居場所と役割を持つコミュニティづくり（「生涯活躍のまち」）の実現が重要である。

「生涯活躍のまち」は、地域内外の人々が交流しながら、誰もが居場所と役割を持つ地域コミュニティの実現を目指すものであり、「交流・居場所」（移住者等も含めた多世代の地域住民が主体的にコミュニティへ参加等）、「健康」（いつまでも健康で活躍等）、「活躍・しごと」（様々なコミュニティ活動や就業に役割をもって従事等）、「住まい」（コミュニティとの関係性を重視した住宅環境の整備等）を主な構成要素とする。

このような「生涯活躍のまち」の実現に向けては、多世代の地域住民へ幅広い観点で具体的な取組を推進していく必要があるところ、こうした核となるコミュニティ事業は収益性に乏しいことが想定されるほか、事業を効果的に進める上での推進力やノウハウが求められる。このため、限られたリソースを最大限有効活用し、各事業を自立自走させていくためには、地域住民のニーズや地域課題を的確に把握し、民間の事業運営のノウハウを有する主体として、地域に根差した法人等との協働が必要である。

「生涯活躍のまち」に係る構想や事業の企画段階から市町村の主体的な関与の元、地域の実情や特性に応じて、住宅・金融・医療・福祉をはじめとした幅広い法人等と連携し、民間の事業運営のノウハウを生かすことにより、安定的かつ継続的なコミュニティ事業の運営が期待できる。

### 2. 地域の取組の好事例や今後期待される方向性

【鳥取県南部町×NPO 法人なんぶ里山デザイン機構×JOCA】

地方創生の取組に当たり、町内外の委員からなる検討組織を立ち上げ、住民を巻き込んだ議論を行ったことで、地域資源等を深く分析した地方創生の計画を立てることができている。

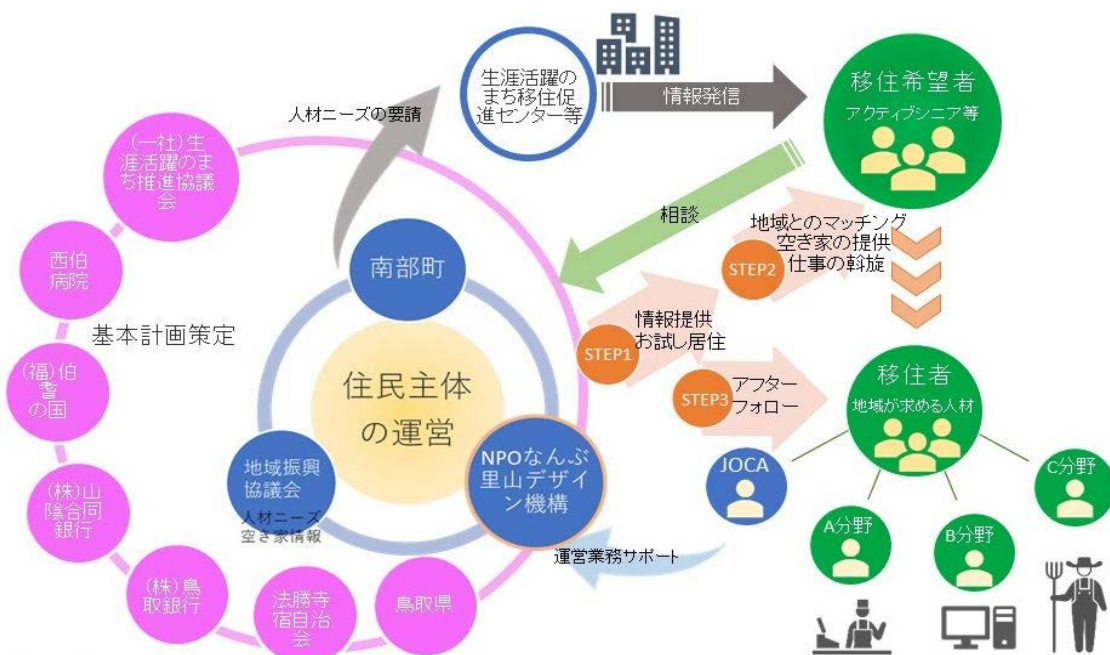
具体的な「生涯活躍のまち」の運営を担う法人等については地元の課題を熟知した住民や事業者からなる NPO 法人なんぶ里山デザイン機構（以下「機構」）と、全国で活動実績がある JOCA（公益社団法人青年海外協力協会。JICA（青年海外協力隊）の OB を中心に構成）を地域再生推進法人に指定したことで、地域ニーズの把握と事業推進力の両方を備えた取組となっている。

各主体が以下のとおり役割分担して事業を推進している。

- ・ 機構は、ふるさと納税業務、空き家を活用した移住定住促進、おとし住宅兼地域交流拠点の運営等を担当。南部町及び町内の各地区に設置されている自治組織である「地域振興協議会」と連携しながら、住民主体で運営。

- ・ JOCA は、子育て支援サービスや高齢者・障害者向けサービス等を提供する多世代「ごちゃまぜ」の地域交流拠点づくり、特産品である果樹を活用した産業振興などに従事。
- ・ 町は、企画政策課を中心に、総務課、健康福祉課、産業課等が連携して事業を推進。「地域振興協議会」と連携して各地域にどのような人材ニーズがあるのかを把握した上で、機構と協力して移住希望者とのマッチングを実施。また、多世代の地域住民や移住者が交流できる複合施設の整備を進め、JOCA や機構が行う交流拠点づくりと連携してエリアプロジェクトを推進。

(事業運営のイメージ)



【徳島県三好市×一般社団法人三好みらい創造推進協議会×社会福祉法人池田博愛会】

同市では地方創生の推進に当たり行政機関、小中高等学校などの都市機能が集積した中心市街地エリアと、それを補完する形で福祉機能が集積するエリアを設定。2つの法人を地域再生推進法人として指定し、それぞれのエリアにおける特色を生かした事業を推進している。

具体的な「生涯活躍のまち」の運営を担う法人は、「一般社団法人三好みらい創造推進協議会」（移住支援等を行う法人（オウライ株式会社、NPO 法人マチトソラ）、宅地建物取引業者（不動産取引の専門家）、建設業を兼業している業者（丸浦工業株式会社）が参画。以下「推進協議会」と、地域で介護や障害児者支援に携わる「社会福祉法人池田博愛会」。

各主体が以下のとおり役割分担して事業を推進している。

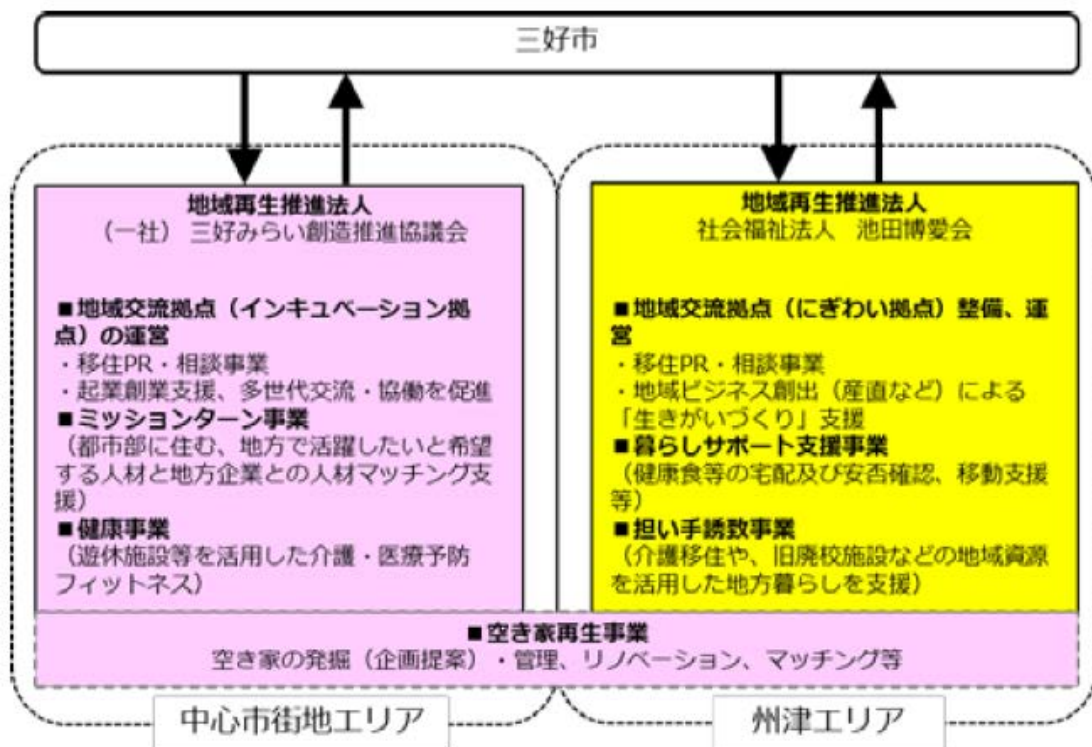
- ・ 推進協議会は、都市機能が集積した中心市街地エリアを中心に、市が整備し



た地域交流拠点施設（真鍋屋）を運営。なかでも、空き家を活用した移住者向け住宅の整備・マッチング事業にあたり、改修資金の調達不足が課題として挙げられていたが、市が空き家再生活用事業を創設し、市と同法人が費用を負担し合うことで、連携した事業を実施している。また、市が同法人を地域再生推進法人として指定することで、一定の社会的信用性を保持することが可能となり、空き家所有者は安心して私財を託すことができる仕組みが構築できている。

- ・ 池田博愛会は、福祉・介護機能が集積した池田町州津エリアを中心に、同法人が旧商業施設をリノベーションし、地域交流拠点施設（箸蔵とことん）を運営。
- ・ 市は、企画財政部地方創生推進課を中心に商工政策課などと連携し、事業を推進。また、必要に応じて補助金事業を創設する等、事業の企画段階から地域再生推進法人と連携して取り組んでいる。今後は、全世代型の生涯活躍のまちの推進を目指し、両エリアにおける人材が互いに交流するような多様性を有したコミュニティの整備を図っていく予定。

（事業運営のイメージ）



### 3. 活用可能な関連制度

- ・ 地方創生推進交付金【各テーマ共通】
- ・ 地方創生拠点整備交付金【各テーマ共通】
- ・ 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）【各テーマ共有】
- ・ 地域おこし協力隊、地域おこし企業人【各テーマ共通】

・生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例措置

地域再生法第 17 条の 24 第 1 項に規定する生涯活躍のまち形成事業計画において、同条第 4 項各号に規定される事業者に関する事項を記載し、それぞれについて都道府県知事等の同意を得ることにより、労働者の委託募集に関する職業安定法の特例（許可・届出不要）、有料老人ホームの届出に関する老人福祉法の特例（事前届出不要）、介護保険の事業者の指定に関する介護保険法の特例（指定みなし）、旅館業の許可に関する旅館業法の特例（許可みなし）を受けることができる（地域再生法第 17 条の 28、第 17 条の 32、第 17 条の 33 及び第 17 条の 34）。

また、生涯活躍のまち形成事業計画において、国土交通大臣・厚生労働大臣が定める基準に従い、当該認定市町村の生涯活躍のまち形成地域の区域内のサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件を定めた場合、当該要件に該当する者も入居対象者となる措置が設けられている（国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成 23 年国土交通省・厚生労働省令第 2 号）第 3 条）。

### Ⅲ. 官民協働による地方創生の取組に活用可能な制度

#### (1) 地域再生推進法人制度

##### 1. 地域再生推進法人制度について

官民協働による地方創生の推進に当たり、第Ⅱ部で取り上げた取組の分野横断的に活用可能な制度として、地域再生法に基づく地域再生推進法人制度がある。同制度は、地方公共団体を補完し、より地域住民に近い立場から、コーディネーター又はプレーヤーとして地域再生に取り組むNPO、一般社団法人、一般財団法人又は会社等について、地方公共団体が地域再生推進法人として指定することにより、地域再生事業の担い手としての公的位置付けを付与できる制度である。

地域再生推進法人については、地域再生法に基づき、地方公共団体が業務内容や財政基盤・組織体制に関する審査を行った上で指定するほか、指定後も必要に応じて指導監督することとされていることから、地域再生の担い手として業務を適正・確実かつ継続的に行うことが担保されている主体であると言える。このため、地域再生推進法人は、行政からのお墨付きを得て、その信用力を基に住民等からの高い信頼感をもって事業に取り組むことができる。

こうした観点から、地方公共団体が地方創生推進交付金事業において地域再生推進法人を事業の担い手として活用する場合、同交付金の審査にあたり、事業を実効的・継続的に推進する体制が整っているものとして、「事業推進主体の形成」の加点項目において高く評価し得るとしている。また、農林水産省が所管する農山漁村振興交付金の一部の事業においては、地域再生推進法人が事業実施主体として、直接の交付対象となることが可能である。

したがって、地方創生の取組を進めるに当たり、これらの交付金等の活用とも併せて、地域再生推進法人制度の積極的な活用を検討されたい。

##### 2. 地域再生推進法人制度の活用実態と活用事例

地域再生推進法人については、内閣府調査によると平成30年3月末時点において全国で20法人が指定を受けている。地域商社業務や生涯活躍のまち事業、古民家再生、移住・定住の促進など様々な分野で地域再生の取組を行う法人が指定を受けている（うち2事例について次頁参照）。地域再生推進法人の制度や活用事例についてとりまとめたものを以下の内閣府ウェブサイトにおいて公開しており、制度の活用の検討に当たって、必要に応じ参考とされたい。

URL : <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/houjin.html>

## 地域再生推進法人の取組例 (一社) 遠野ふるさと公社 <岩手県遠野市>

### 法人概要

- 遠野ふるさと公社は、昭和59年に設立された、観光施設の管理、地元特産品の販路開拓などを主たる業務とする第三セクター方式の一般社団法人。
- 同法人は、平成28年度に遠野市から地域再生推進法人としての指定を受けて以降、「道の駅 遠野風の丘」内に地域商社本部を設置するなど、地域商社として経営進化を遂げ、マーケティング力・情報発信力の強化、ふるさと納税による地域磨き等、各種事業の強化を行っている。

### 地域再生推進法人の取組内容

- **地域商社業務**  
ホップやワサビ等の地域の農産物を活用した新たな特産物を開発し、道の駅、アンテナショップ、首都圏のイベント等での販売を行うほか、海外販路を開拓し、海外の物産展に出店するなど、外貨獲得による地域経済の活性化に寄与。
- **遠野市観光施設の指定管理業務**  
「道の駅 遠野風の丘」のほか、昔ながらの農村風景を再現した体験施設「遠野ふるさと村」等の市の観光事業に関する公共施設の管理・運営を行っており、地域観光の振興に寄与。



米国での物産展の様子

### 地域再生推進法人の指定による効果

#### ○ 継続的な取組みの実現

遠野ふるさと公社が実施している「地域商社業務」等については、遠野ふるさと公社が地域再生推進法人として指定されていること等を総合的に勘案し、随意契約による業務委託を行っている。

また、随意契約によらない業務委託についても、総合評価落札方式の一般競争入札の際に、地域再生推進法人に指定されていることが評価の加点要素となったこともあり、遠野ふるさと公社による中長期的な継続した取組みが可能となった。

地域商社業務の委託  
(随意契約等)



#### <法人基礎情報>

法人形態	一般社団法人
法人設立年月	昭和59年5月
推進法人指定年月	平成28年9月
職員数	常勤48名 / 非常勤12名 ※令和元年10月時点
業務エリア	岩手県遠野市内

## 地域再生推進法人の取組例 (特非) 日高わのわ会 <高知県日高村>

### 法人概要

- 平成17年に設立した日高わのわ会は、「地域の困りごと」の解決のため、5人程度の母親の集まり「有償ボランティアグループわのわ」からスタートした特定非営利活動法人であり、現在は50人程の会員と働く母親で組織されている。
- 同法人は、特産品であるトマトの販売、喫茶、福祉等、幅広く活動しており、住民同士の「おせっかい」によりお互いを気遣い、高度なシェアリングエコノミーとして機能している。
- また、平成30年度に地域再生推進法人の指定を受けて、「Eat & Stay とまとと」の管理運営にも携わっている。
- 創意と工夫を活かした個性的な地域づくり活動に顕著な功績を挙げており、令和元年度には、地域づくり表彰の国土交通大臣賞を受賞している。

### 地域再生推進法人の取組内容

- **ボーダレス福祉**  
障がい者向けの自立支援、相談支援、就労支援サービス、リハビリのサポートなど、みんなで支え合う様々な福祉活動を行う。
- **「日高村フルーツトマト」を使った商品開発・販売**  
ブランドの出荷基準に満たない規格外トマトを買い取り、トマトソースやジャムなどの加工品として、製造・販売を一貫して行っているほか、地元の人たちが毎日気軽に通い、集う「おかん食堂」を運営し、オムライスなどを提供。
- **宿泊体験施設「Eat & Stay とまとと」の運営**  
村所有の宿泊施設である「Eat & Stay とまとと」を管理・運営し、観光客の滞在及び地域住民との交流に寄与。



日高村トマト加工品例



宿泊体験施設「Eat & Stay とまとと」

### 地域再生推進法人の指定による効果

#### ○ 事業推進の円滑化

「Eat & Stay とまとと」の指定管理者について、「事業効果が明確に期待できる」ときは、公募によらず、公共的団体を選定できる旨を村条例に規定。地域再生推進法人の指定を受けていることを事由に、公募なしに当該法人を指定管理者として選定することができ、地域再生のノウハウを持った優良な法人との連携による事業の円滑な推進につながった。

#### ○ 村内の知名度及び信頼感の向上

もともと地域に根付いていたことに加え、村からの指定を受けることにより村内の知名度がさらに向上。村民からの信頼を受け、より地域再生に取り組みやすい環境となった。

#### <法人基礎情報>

法人形態	特定非営利活動法人
法人設立年月	平成17年3月
推進法人指定年月	平成30年9月
職員数	常勤14名 / 非常勤18名 ※令和元年10月時点
業務エリア	高知県日高村内

## (2) 特定地域づくり事業協同組合制度

特定地域づくり事業協同組合制度は、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）に基づき、域内の事業者が設立する特定地域づくり事業協同組合が、関係事業者団体及び市町村との間で十分な連携協力体制を確保した上で、域内外の若者等を雇用し、組合員である事業者の事業に従事する機会を提供することにより、地域づくり人材のベースキャンプとして機能することが期待される制度である。

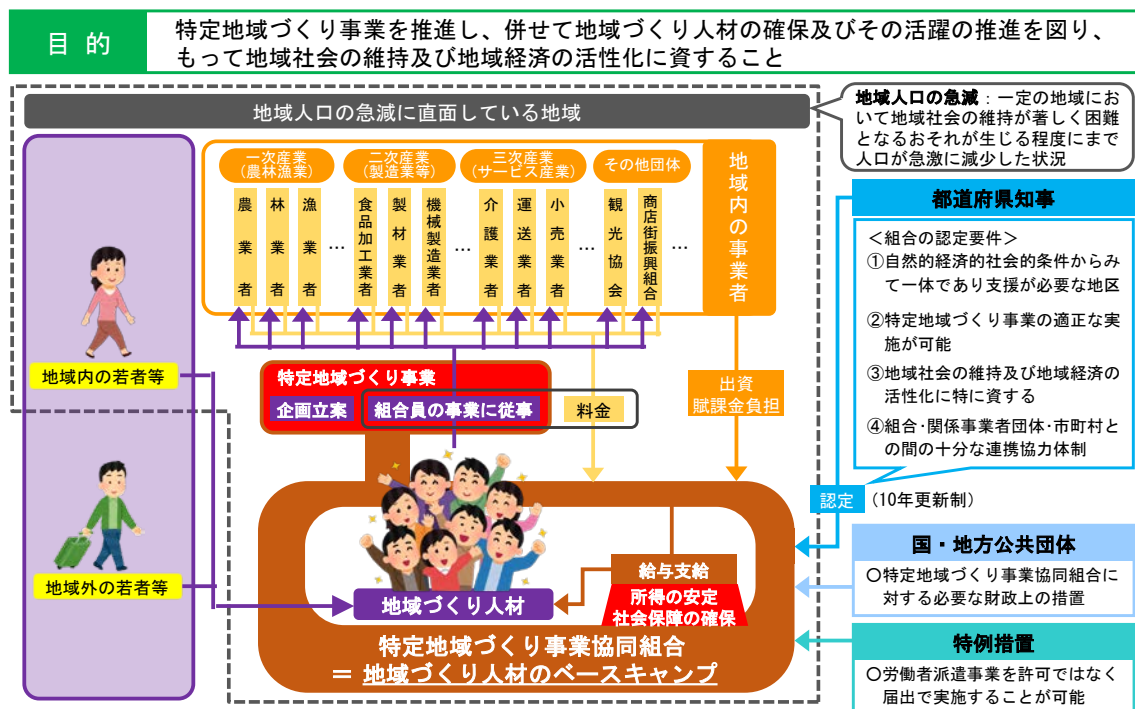
特定地域づくり事業協同組合制度を活用することにより、

- ・労働者派遣事業を許可ではなく届出で実施することが可能となる特例措置
- ・国及び地方公共団体からの特定地域づくり事業協同組合に対する必要な財政上の措置

等のメリットが期待できる。

地方創生の取組を進めるに当たり、地域づくり人材の確保は各分野に共通の課題であることから、特定地域づくり事業協同組合制度の積極的な活用を検討されたい。

### (特定地域づくり事業協同組合制度イメージ)



### (3) パートナーとなる民間主体の事業運営基盤の確立に向けた関係法律の運用

地方公共団体が企業、NPO等の民間主体と、連携・協働して地方創生の事業を着実に進めていくためには、パートナーとなる民間主体の安定的かつ継続的な事業運営の基盤が確立することが重要となる。

官民が連携・協働して事業を行うに当たって、地方自治法に基づき必要となる契約や行政財産の管理・処分、地方公務員法に基づく職員派遣といった諸制度が、官民協働を円滑に進める上で必要な範囲での確かつ柔軟に適用されること、さらには、各地方公共団体が個々のケースで場当たりの運用によることなく、制度を円滑に適用する方法論をあらかじめ整理し、関係主体の予見可能性を与えることは、民間主体の運営基盤や官民パートナーシップの確立に寄与し、もって地方創生事業の推進に資するものと考えられる。

ここでは、地方創生のための官民協働による事業のうち、「生涯活躍のまち」関連事業をケーススタディとして取り上げる。

「生涯活躍のまち」は、地域内外の人口が交流しながら、誰もが居場所と役割を持つ地域コミュニティの実現を目指すものであり、「交流・居場所」（移住者等も含めた多世代の地域住民が主体的にコミュニティへ参加等）、「健康」（いつまでも健康で活躍等）、「活躍・しごと」（様々なコミュニティ活動や就業に役割をもって従事等）、「住まい」（コミュニティとの関係性を重視した住宅環境の整備等）を主な構成要素とする。

こうした「生涯活躍のまち」の実現に向けては、地域交流の仕組みづくりや健康づくりといった多数の事業を、行政と地域の関係者（住民、NPO、企業等）が連携して実施していく必要があるところ、多分野にわたる「生涯活躍のまち」関連事業を効果的・継続的に実施するためには、地域の関係者の核となり、地方公共団体を補完する立場で事業全体を牽引する中核的な法人（※）（以下「中核的法人」）の安定的な事業基盤（財政面・組織体制面）の確立が必要である。

※ まちづくり株式会社、NPO、一般社団法人、社会福祉法人などの法人形態が多い。また、地方公共団体から地域再生法に基づく地域再生推進法人の指定を受けているケースが多い。

中核的法人の財政基盤については、

- ・行政から法人への継続的な業務委託や施設管理委任の確保等による安定的な収入の確保
  - ・収益性に乏しいコミュニティ関連事業における収益性の確保
- 等が現場から課題として挙げられているところであり、民間の事業ノウハウを自ら発揮することに加え、**随意契約など簡素な手続による行政事務の委託、行政の未利用財産の活用、地方公務員の派遣等の検討の余地がある。**

また、中核的法人の組織基盤については、

- ・行政と法人の橋渡しを行う人材
- ・議会や地域の関係者の事業に対する理解を促進する人材
- ・具体的な事業（地域交流、移住促進等）の企画、広報、経理、マネジメントを担う人材

等の不足が現場から課題として挙げられているところであり、民間人材の発掘に加え、行政事務・地域情勢を熟知した地方公務員の派遣等の検討の余地がある。

こうした「生涯活躍のまち」関連事業における課題、各地の現場で取り組まれてきた事例も踏まえつつ、①随意契約関係、②公有財産関係、③職員派遣等関係について、諸制度の活用が想定されるケースや、運用上の留意点を下記の通り取りまとめた。「生涯活躍のまち」以外の官民協働による事業にも共通する要素が含まれているため、広く地方創生に資する官民協働の事業推進に当たり、参考にされたい。

#### 1. 随意契約関係

（活用事例）

- 「生涯活躍のまち」の中核的法人が行う地域交流拠点の形成、空き家活用促進等の業務について、地方公共団体から随意契約で委託が行われている事例が見られる。
- その多くでは、当該地方公共団体において当該中核的法人以外に業務を担える者はいないと判断し、随意契約が例外的に認められている地方自治法施行令第167条の2第1項各号に限定列挙されているケースのうち、第2号（「(前略)・・・その他の契約でその性質または目的が競争入札に適しないものをするとき」）に該当すると整理していると考えられる。
- また、上記の随意契約の事例の中には、地方公共団体が指定する地域再生推進法人に対して随意契約により事業を委託しているものが見られ、当該地方公共団体からは「地域再生法上で公的に位置付けられた地域再生推進法人に指定することによって法人の社会的信頼性が高まり、随意契約とすることを含め、議会や住民等の関係者に法人の事業活動を説明しやすくすることに繋がっている」という声が聞かれる。
- なお、上記の随意契約の事例の中には、地方公共団体が中核的法人との間で「生涯活躍のまち」の取組の実施に関する連携の協定を締結しているものも見られる。

（活用メリット）

- 地方公共団体における契約は一般競争入札が原則とされているが、競争によらないで任意に特定の者を選定してその者と契約を締結する随意契約は、

契約方式の例外として地方自治法施行令で定める場合に該当するときに認められている。地方公共団体が発注する委託業務等においては、中核的法人の業務の専門性、特殊性が考慮された随意契約の締結も考えられ、当該団体が業務を行うことにより、更なる「生涯活躍のまち」の推進を図ることも可能と考える。

- 「生涯活躍のまち」関連事業を効果的に推進する上での特性として、地域コミュニティの状況に精通し議会や住民等の地域の関係者との協働を円滑に行うことができる者である必要があること、まちづくりを地域に根付かせる上で中長期的に同一の者に継続的に事業を担わせる必要があること等が考えられるため、こうした点も含めて総合的に勘案した上で、特定の者以外に業務を担える者はいないと各地方公共団体において判断できる場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するとして、随意契約による業務委託を行うという判断も考えられる。
- また、各地方公共団体において地方自治法施行令第167条の2第1項第2号への該当性の判断を行う上では、当該該当性が争点になった過去の判例（最判昭和62年3月20日）において、
  - ・「普通地方公共団体が契約を締結するに当たり競争入札の方法によることが不可能又は著しく困難とはいえないとしても、当該契約の目的・内容に相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定してその者との間で契約を締結するという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながる場合には、右契約の締結は、地方自治法施行令（昭和四九年政令第二〇三号による改正前のもの）一六七条の二第一項一号にいう「その性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき」に該当する。」と、
  - ・「地方自治法施行令（昭和四九年政令第二〇三号による改正前のもの）一六七条の二第一項一号にいう「その性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき」に該当するか否かは、普通地方公共団体の契約担当者が、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている法令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質目的等諸般の事情を考慮して、その合理的な裁量に基づいて判断すべきものと解するのが相当である。」と、示されていることも参考にされたい。
- なお、こうした点に加え、前述の、自らが指定する地域再生推進法人への随意契約による「生涯活躍のまち」の委託の事例に見られるように、地方公共団体において地域再生推進法人の指定を行うことによって、指定を受けた法人に地域再生法上の公的な位置付けが与えられることで随意契約とすることを含め議会や住民等の関係者の理解が得やすくなり、事業の円滑な運営が可能になるとされた事例もあることから、地域再生推進法人の制度の活用にあたって参考にされたい。



## 2. 公有財産関係

(活用事例)

- 地方公共団体が所有する施設等、行政の未利用財産の民間主体による活用が想定されるスキームとしては以下が想定される。
  - ① 行政財産の貸付け（地方自治法第 238 条の 4 第 2 項）
    - (1) 地方公共団体が他の者と一棟の建物を区分して所有（いわゆる「合築」）する場合における当該土地の貸付け（第 2 号及び第 3 号）
    - (2) 建物、敷地等の貸付け（第 4 号）
  - ② 行政財産の目的外使用許可（同条第 7 項）
  - ③ 普通財産の貸付け等（同法第 238 条の 5）
- また、上記の行政財産の貸付け（①(1)(2)のケース）及び普通財産の貸付け等（③のケース）については、条例又は議会の議決に基づき、減額や無償による貸付け等を行うことが可能である（同法第 237 条第 2 項）。
- 「生涯活躍のまち」関連事業で活用されている事例
  - ・ 地方公共団体が所有する文化施設の一部（行政財産）を行政財産から普通財産に変更した上で、地域再生推進法人に無償で貸付け（岡山県奈義町。③のケース）。
  - ・ 地方公共団体が所有する駐車場の一部（行政財産）を地域再生推進法人に長期（10 年以上）にわたり貸付け（広島県安芸太田町。①(2)のケース）。

(活用メリット)

- 「生涯活躍のまち」関連事業における多世代交流、健康づくり等の活動場所等として、地方自治法に基づき公有財産（行政財産及び普通財産）を活用することは、事業者にとっては事業実施の場所等を確保する観点から、地方公共団体にとっても空き空間活用の観点から有効であると考えられる。
- また、誰もが活躍するコミュニティの実現を目指す「生涯活躍のまち」関連事業の推進には高い公益性が認められるものであり、「生涯活躍のまち」関連事業を行う中核的法人が委託業務のために公有財産の貸付け等を申請する場合には、公平性等も勘案した上で、条例又は議会の議決に基づき（地方自治法第 237 条第 2 項）、減額貸付けや無償貸付け等を行うことも考えられる。その際、当該申請者が当該地方公共団体が指定する地域再生推進法人であることは、当該地方公共団体において当該申請者に対して減額貸付けや無償貸付けを行って差し支えない旨の判断をする上での積極的な考慮要素とされた事例もある。こうした運用は、「生涯活躍のまち」関連事業を実施する当該中核的法人の事業実施の場所等を安定的に確保する上で有効であると考えられる。
- 普通財産の貸付け等（③のケース）については、行政財産の貸付け（①のケース）と比較して「その用途又は目的を妨げない限度」（同法第 238 条の 4、第 238 条の 5 等）の限定がないことなど、柔軟に活用が可能である。将

来にわたり定められた用途での活用が予定されていない施設等については、速やかに用途廃止により普通財産に変更した上で貸付け等を行う方法（③のケース）も考えられる。地域によっては、活用しようとする行政財産の目的外使用許可の前例が少ない場合なども考えられるところであり、各地方公共団体の実情に応じて柔軟に対応することが必要である。

### 3. 職員派遣等関係

（活用事例）

- 地方公共団体から中核的法人への職員派遣等が想定されるケースは以下のとおり。
  - ① 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益的法人等派遣法」）に基づき派遣先の推進法人等の業務に専ら従事（以下「専ら派遣」）
    - （ア）地方公共団体が条例で定める公益的法人等に対して地方公務員の身分を有したまま職員を派遣（以下「公益的法人等への専ら派遣」）
    - （イ）地方公共団体が条例で定める特定法人（地方公共団体が出資する株式会社等）に対して一旦退職のうえ派遣（以下「特定法人への退職専ら派遣」）
  - ② 地方公共団体での職務に従事しつつ中核的法人の業務にも従事（以下「兼業」）
- 北海道東川町では、①（イ）及び②を組み合わせ活用。
  - ① 町幹部職員の特定法人（まちづくり株式会社）への専ら派遣
    - ・まちづくり株式会社の取締役社長職（任期1年）に毎年職員を派遣。
    - ・派遣のメリットとして、派遣職員が法人の事業運営全体を統括することによって業務委託元の地方公共団体と一体となった事業運営が可能となっている。
  - ② 町課長級職員のまちづくり株式会社との兼業
    - ・兼業職員は、地方公共団体の職務に従事しつつ、公務に支障のない範囲で、町が出資するまちづくり株式会社において「生涯活躍のまち」関連業務の会議等が開催される間のみ、株式会社の従業員の立場で当該会議等の意思決定等に参画。
    - ・当該兼業により、行政の立場を理解している職員が兼業先の会議等に参画することにより、円滑な意思決定等が可能になっている。
    - ・兼業にあたり、営利企業への従事等の許可（地方公務員法第38条）、職務専念義務（同法第35条）の免除等の手続を踏んでいる。

（活用メリット）

- 専ら派遣は「生涯活躍のまち」の中核的法人に対する地方公共団体からの人的支援として活用メリットがあるものである。また、兼業は、職員の本人

意思を前提とするものではあるが、地方公共団体において、兼業のための規則等の整備や職員に対する活用手続の周知を進めていくことは、「生涯活躍のまち」の中核的法人における人材を確保する観点から有効である。

- 専ら派遣については、公益的法人等派遣法に基づく手続を適切に経ること等により、職員の派遣が可能である。 兼業については、営利団体の役員を兼ねる場合又は報酬を得て事業等に従事する場合における地方公務員法第 38 条に定める営利企業等への従事許可に加え、勤務時間内に行う場合は職務専念義務の免除（同法第 35 条）又は年次有給休暇の承認の手続等を適切に経ることにより、当該職員は中核的法人の業務に従事することが可能となる。
- 公益的法人等派遣法に基づく公益的法人等への専ら派遣（※特定法人（まちづくり株式会社等）への専ら派遣は対象外）については、派遣先団体において従事する業務が「その実施により地方公共団体の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるものである場合又はこれらの業務が派遣先団体の主たる業務である場合」（同法第 6 条第 2 項）には、派遣先業務従事時における給与を派遣元の地方公共団体から支給することができるため、派遣先の中核的法人にとっては、職員派遣による人的支援のみならず、財政面でも法人経営の安定化に資するものであると考えられる。

## IV. 参考資料

### 地方創生推進交付金

<p style="text-align: center;"><b>地方創生推進交付金</b>（内閣府地方創生推進事務局）</p> <p style="text-align: center;">令和2年度予算概算決定額 <b>1,000億円</b> （令和元年度予算額 1,000億円）</p>	<p style="text-align: center;"><b>事業イメージ・具体例</b></p> <p><b>【対象事業】</b></p> <p>① <b>先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の横展開</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成</li> <li>例) しごと創生、観光振興、地域商社、スポーツ・健康まちづくり、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化 等</li> </ul> <p>② <b>わくわく地方生活実現政策パッケージ（移住・起業・就業支援）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京圏からのU・Jターンの促進及び地方の担い手不足対策</li> <li>例) 地域の中核的存在である中小企業等への就業に伴う移住、地域における社会的課題の解決に取り組み起業、現在職に就いていない女性、高齢者等の新規就業支援 等</li> </ul> <p><b>【手続き】</b></p> <p>○ 地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画（概ね5年程度）を作成し、内閣総理大臣が認定します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>交付上限額（国費）</th> <th>申請上限件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県</td> <td>先駆3.0億円 横展開1.0億円</td> <td>原則9事業（うち広域連携3事業）</td> </tr> <tr> <td>中核中核都市</td> <td>先駆2.5億円 横展開0.85億円</td> <td>原則7事業（うち広域連携2事業）</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>先駆2.0億円 横展開0.7億円</td> <td>原則5事業（うち広域連携1事業）</td> </tr> </tbody> </table>		交付上限額（国費）	申請上限件数	都道府県	先駆3.0億円 横展開1.0億円	原則9事業（うち広域連携3事業）	中核中核都市	先駆2.5億円 横展開0.85億円	原則7事業（うち広域連携2事業）	市町村	先駆2.0億円 横展開0.7億円	原則5事業（うち広域連携1事業）	<p style="text-align: center;"><b>令和2年度からの主な運用改善</b></p> <p>① Society5.0を推進するための全国的なモデルとなる取組を支援するSociety5.0タイプ（仮称）の新設（交付上限額（国費）3.0億円、申請上限件数の枠外）</p> <p>② 複数年度にわたる施設整備事業の円滑化（本交付金のうち30億円を地方創生拠点整備交付金として措置）</p> <p>③ 移住支援事業の要件緩和（対象者・対象企業の拡大）</p>
	交付上限額（国費）	申請上限件数												
都道府県	先駆3.0億円 横展開1.0億円	原則9事業（うち広域連携3事業）												
中核中核都市	先駆2.5億円 横展開0.85億円	原則7事業（うち広域連携2事業）												
市町村	先駆2.0億円 横展開0.7億円	原則5事業（うち広域連携1事業）												
<p style="text-align: center;"><b>事業概要・目的</b></p> <p>○ 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の初年度における地方創生のより一層の推進に向けた取組を支援します。</p> <p>① 地方版総合戦略に基づき、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援</p> <p>② KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援</p> <p>③ 地域再生法に基づき法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保</p>	<div style="text-align: center;"> <p>具体的な「成果目標(KPI)」の設定 → 「PDCAサイクル」の確立</p> </div> <p>※ 本交付金のうち50億円については、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行</p>	<p style="text-align: center;"><b>資金の流れ</b></p> <div style="text-align: center;"> <p>国 → 交付金（1/2） → 都道府県 市町村</p> </div> <p>（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます）</p>												

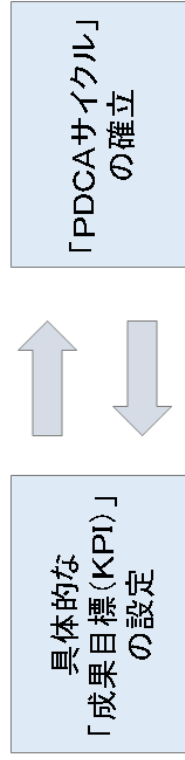
地方創生拠点整備交付金（内閣府地方創生推進事務局）

令和元年度補正予算額 600億円（事業費ベース 1,200億円）

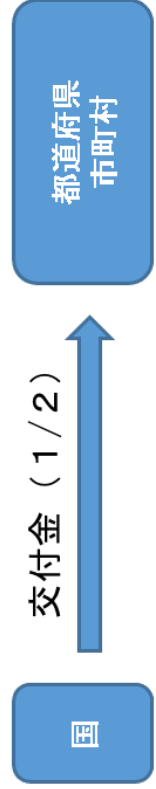
事業概要・目的

○未来に向かってチャレンジする地方の拠点を整備するという喫緊の課題に対応するため、地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる先導的な施設整備等を支援します。これにより、所得や消費の拡大を促すとともに「まち」を活性化させ、地方の定住・関係人口の拡大にも寄与します。

- ① 地域の所得や消費の拡大を促すとともに「まち」の活性化につながる先導的な施設整備等を支援
- ② KPIを伴うPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組



資金の流れ



事業イメージ

【主な対象施設のイメージ】

- 地域資源を効果的に活用し、ローカルイノベーションを起こすことにより、観光や農林水産業の先駆的な振興に資する施設
- 地方への人の流れを飛躍的に加速化し、地方への移住や起業等に確実につながる施設
- 地域における多様な働き方を先駆的に実現し、女性や高齢者の就業を効果的に促進するための施設
- 地域での魅力的なまちづくりを実現し、交流人口の拡大や地域の消費拡大に効果的に結びつく施設

【手続き】

○地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定。

【要件緩和】

○地方創生への高い効果（例：スポーツ・健康まちづくり分野における大規模大会の誘致）が期待される等一定の要件を満たす事業について、設備整備・用地造成を中心とするものについても対象化。

期待される効果

○地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる施設の整備等を通して、所得や消費の拡大を促すとともに「まち」を活性化させることで、地方の定住・関係人口の拡大にも寄与し、地方創生の充実・強化につながります。

## 企業版ふるさと納税

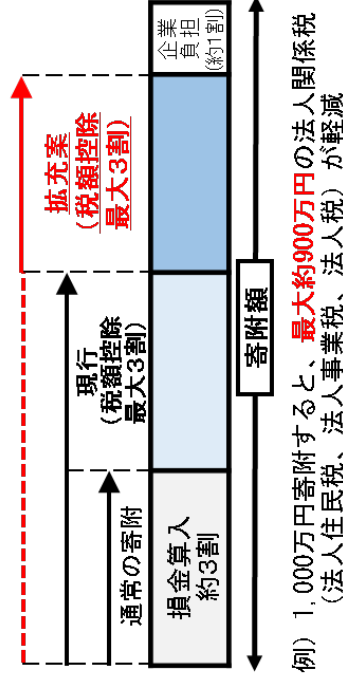
地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

### 制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
  - ・ **損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ**
  - ・ **寄附額の下限は10万円と低めに設定**
- 寄附企業への**経済的な見返りは禁止**
- **寄附額は事業費の範囲内とすることが必要**

※ 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。

※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。



### 令和2年度税制改正の大綱のポイント

- 地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、大幅な見直しを実施。

＜現行＞

- ・ 令和元年度までの特例措置
- ・ 税額控除割合最大3割
- ・ 個別事業ごとに認定
- ・ 国の補助金等の地方負担分への充当が限定的
- ・ 企業が寄附可能な時期を制限

改正後

1. **5年間（令和6年度まで）延長**
2. 税額控除割合を最大**6割**に引上げ
  - ・ 税の軽減効果を最大約9割（現行約6割）に
3. **包括的な認定**（認定手続の簡素化）
  - ・ 地方版総合戦略の抜粋・転記による申請・認定を可能に
4. 国の補助金等の**地方負担分への充当を拡大**
5. 寄附時期の制限を**大幅に緩和**
  - ・ 「寄附（受入れ）の金額の目安」の範囲内であれば、事業費確定前の寄附の受領を可能に

## 地域おこし協力隊について

### 地域おこし協力隊とは

○ **制度概要**：都市地域から過疎地域等の**条件不利地域に住民票を異動し**、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・P・R等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「**地域協力活動**」を行いながら、**その地域への定住・定着を図る**取組。

- **実施主体**：地方公共団体
- **活動期間**：**概ね1年以上3年以下**
- **地方財政措置**：



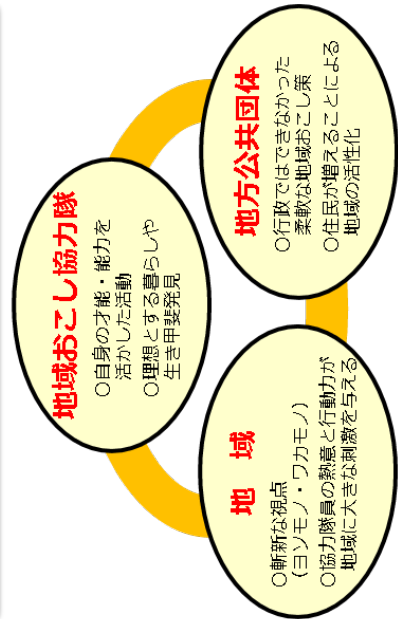
◎ 地域おこし協力隊取組自治体に対し、概ね次に掲げる経費について、**特別交付税措置**

- ① 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：隊員1人あたり400万円上限  
(報償費等200万円〔※〕、その他の経費(活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定任に向けた研修等の経費など)200万円)  
※ 平成27年度から、隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で最大250万円まで支給可能とするよう弾力化している(隊員1人当たり400万円の上限は変更しない。)
- ② 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：最終年次又は任期終了翌年の起業する者又は事業を引き継ぐ者1人あたり100万円上限
- ③-1 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：1団体あたり200万円上限
- ③-2 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：1団体あたり100万円上限

◎ 都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に要する経費について、普通交付税措置(平成28年度から)

### 地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～



### 隊員数、取組団体数の推移

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人 (1,511人)	2,799人 (2,625人)	4,090人 (3,978人)	4,976人 (4,830人)	5,530人 (5,359人)
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体

※総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づく隊員数

※平成26年度以降の隊員数は、名称を統一した「田舎で働き隊(農林水産省)」の隊員数(26年度：118人、27年度：174人、28年度：112人、29年度：146人、30年度：171人)と合わせたもの。カッコ内は、特別交付税措置定ベース。

**隊員の約4割は女性**

**隊員の約7割が20歳代と30歳代**

**任期終了後、約6割が同じ地域に定住**  
※H29.3末調査時点

## 地域おこし企業人

### 地域おこし企業人交流プログラム

- 地方公共団体が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かし、地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらうプログラム。

#### 対象者

三大都市圏に所在する企業等の社員  
※三大都市圏に本社機能を持つ企業等については派遣時に三大都市圏に勤務することを要しない

#### 活動地域

- ① 定住自立圏に取り組む市町村(中心市及び近隣市町村)
- ② 条件不利地域を有する市町村

#### 期間

6月～3年

#### 特別交付税措置

- 企業人の受入の期間前に要する経費  
 上限額 年間100万円(措置率0.5)／団体  
(派遣元企業に対する募集・PR、協定締結のために必要となる経費)

○ 受入に要する経費

**上限額 年間560万円／人(令和元年度上限引上げ)**

- 企業人が発案・提案した事業に要する経費

上限額 年間100万円(措置率0.5)

#### 実績

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
企業人数	22人	28人	37人	57人	70人
受入団体数	17団体	25団体	32団体	50団体	56団体

※特別交付税ベース

### 地域おこし企業人官民連携推進事業

地域おこし企業人受入に係る課題を把握・分析するとともに、企業人受入による市町村・企業双方のメリットを収集し、広く普及することにより、地域おこし企業人交流プログラムの推進を図る調査研究を実施。

R元予算 0.2億円

#### 【地域における企業人の活動事例】

- (ICT分野)
- ICTを活用した高齢者生活支援・アクティブシニア活躍支援・健康増進事業
- (観光分野)
- 観光分野の専門知識や経験をいかし、観光連携組織(DMO、観光協会等)との連携によるインバウンド対策・着地型旅行商品の開発・閑散期の誘客対策
- (シティブロモーション)
- 営業の専門知識や人脈と経験をいかし、地域ブランドを大都市圏でPRし、販路を拡大(エネルギー分野)
  - 再生可能エネルギーの専門知識をいかし、新産業及び地域雇用を創出



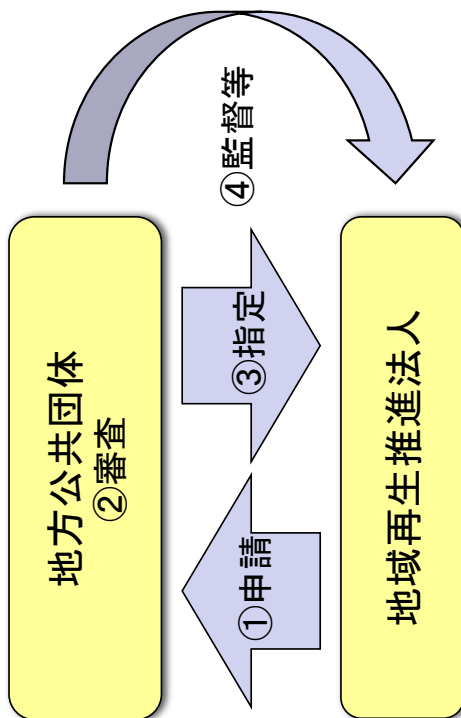
## 地域再生推進法人の概要

- 地域再生を推進するにあたっては、地方公共団体のみならず、より地域住民に近い立場でのコーディネーター役として、コミュニティ再生などのノウハウを蓄積したNPO等と連携して取り組むことが重要。
- このため、地方公共団体の補完的な立場で地域再生の推進に取り組む組織として、NPO法人等の非営利法人又は地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社を地域再生推進法人として指定することができる制度を創設。 ※指定数:20機関(平成31年3月末時点の内閣府調査での地方公共団体からの報告数)

### 地域再生推進法人の指定の主なメリット

- 地域再生事業の担い手として、公的位置付けが付与される。
- 地方公共団体に対して地域再生協議会を組織するよう要請することができる。
- 地域再生計画に記載された事業に活用する土地の取得を行う際、公有地の拡大の推進に関する法律の規定による届出義務が免除される。

### 地域再生推進法人の指定フロー



### 地域再生推進法人の業務

- 以下のいずれかの業務を行う。
- 地域再生事業推進業務  
地域再生事業の実施又は当該事業への参加
  - 情報提供等業務  
地域再生事業者への情報提供、相談その他の援助
  - 調査研究業務  
地域再生の推進に関する調査研究
  - 土地等取得業務  
地域再生事業推進業務に要する土地の取得、管理及び譲渡
- ※その他、生涯活躍のまち形成事業計画の作成又は変更の提案 等

## V. 問い合わせ先一覧

取組内容等に応じた官民協働のあり方(分野別各論)		
(1)地域商社	内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局(地域商社担当)	(直)03-6257-1417
(2)移住支援	内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局(移住支援担当)	(直)03-6257-1413
(3)教育・人材育成	内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局(教育・人材育成担当)	(直)03-6257-1405
(4)エリアマネジメント	内閣府地方創生推進事務局(エリアマネジメント担当)	(直)03-5510-2457
(5)小さな拠点・地域運営組織	内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局(小さな拠点担当)	(直)03-5510-2457
(6)スポーツ・健康まちづくり	内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局(スポーツ・健康まちづくり担当)	(直)03-6257-1405
(7)ソーシャルビジネス(社会的事業)	内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局(ソーシャルビジネス(社会的事業)担当)	(直)03-6257-1417
(8)生涯活躍のまち	内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局(生涯活躍のまち担当)	(直)03-6257-1414
官民協働による地方創生の取組に活用可能な制度		
(1)地域再生推進法人制度	内閣府地方創生推進事務局(地域再生推進法人制度担当)	(直)03-5510-2474
(2)特定地域づくり事業協同組合制度	内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局(特定地域づくり事業協同組合制度担当)	(直)03-6257-1410
(3)パートナーとなる民間主体の事業運営基盤の確立に向けた関係法律の運用	全般について (内閣府地方創生推進事務局(地域再生担当)) 生涯活躍のまちについて (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局(生涯活躍のまち担当))	(直)03-5510-2474 (直)03-6257-1414
その他		
その他全般に関して	内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局(協働担当) 内閣府地方創生推進事務局(地域再生担当)	(直)03-6257-1410 (直)03-5510-2474